

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、白岡市地域公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、白岡市千駄野432番地白岡市役所内に置く。

（協議事項等）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 地域公共交通計画（以下「計画」という。）の策定に係る調査、策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 埼玉県知事の指名する者
- (2) 白岡市長の指名する者
- (3) 交通事業者
- (4) 交通施設管理者
- (5) 埼玉運輸支局長の指名する者
- (6) その他協議会が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

（役員）

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 監事は、委員の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計の状況を監査する。

(総会及び会議)

第8条 協議会の総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 協議会の会議は、随時、開催する。
- 3 協議会の総会及び会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。ただし、代理の者は、会議ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
- 6 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 7 会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、白岡市生活経済部地域振興課内に置く。

- 2 事務局には事務局長及び事務局員を置き、事務局長には白岡市生活経済部地域振興課長、事務局員には公共交通推進室職員をもって充てる。
- 3 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第 1 1 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

(経費)

第 1 2 条 協議会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 委員が所属する団体からの負担金及び補助金
- (2) 国からの補助金
- (3) その他の収入

(収支予算)

第 1 3 条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、協議会の議決を得なければならない。

(財務に関する事項)

第 1 4 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 1 5 条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して、会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を協議会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、協議会で承認を受けた後、これを事務局に備え付けておかなければならない。

(規約の変更)

第 1 6 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を受けるものとする。

(協議会が解散する場合の措置)

第 17 条 協議会が解散する場合は、協議会の収支は解散の日をもって閉鎖し、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 25 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 5 月 27 日から施行する。